

入札公告（調査業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

なお、本入札に係る契約締結については、令和８年度予算が成立し予算の事務手続きが整ったことを条件とする。

また、状況に応じて本公告を取り下げる場合がある。

本業務は、令和8年3月から適用する労務単価の適用業務である。

令和8年3月25日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 大久保治山観測調査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約試行対象案件)
- (2) 業務場所 石川県輪島市
- (3) 業務内容 地すべり観測調査業務
(近畿中国森林管理局での閲覧図書を参照)
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- (5) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本業務は、予定価格が 1,000 万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条に規定する基準に基づく価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を下回った場合、同令第 86 条に規定する調査を実施する業務である。
- (8) 本業務は、予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から近畿中国森林管理局長が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (9) 本業務は、入札者の提示する専門知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

(10) (7)又は(8)に該当する業務については、技術提案に関する事項の確実な履行を確保する必要があるため、技術提案に関する事項の履行確実性についても評価の対象とする。

(11) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づき森林土木部門の登録を受けていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す同種業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が 60 点未満のものを除く。

(6) 近畿中国森林管理局長が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が 60 点以上であること。

(7) 当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

(8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者）及び照査技術者（成果物の内容について技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。

ア 次のいずれかに該当する者とする。

（ア）（一社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）、博士（業務に該当する部門）、（一社）建設コンサルタンツ協会が行う RCCM の登録（森林土木部門の登録に限る。）、（公社）日本技術士会が行う技術士の登録（森林部門（林業部門を含む）のうち選択科目、森林土木に限る。）のいずれかの資格を有する者。

(イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条の第 2 項に規定する 大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者。

(ウ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者。

(エ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 28 年以上ある者。

イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡しが完了した上記 (5) の同種業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが 60 点未満のものは経験した業務として認めない。

ウ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書提出日以前において 3 ヶ月以上）があること。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術等の内容を明示した技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(11) 本店、支店又は営業所が、別表 1 の 4 に示す区域内に所在すること。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、技術提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

ア 業務実施体制

イ 予定管理技術者の経験及び能力

ウ 企業の実績、能力及び信頼性

エ 業務の実施方針等

オ 技術提案

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。

イ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによる提出は受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、上記(2)イの場所に原則として電子メール（電子メール送信容量は上限 7 MB のため、7 MB を超える場合は複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。

(3) 申請書等は入札説明書により作成すること。

(4) (2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

本業務の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)に定める各評価項目における評価点の合計とし、技術提案等の内容により最大 60 点を与える。

イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(60 点)を乗じて得た値とする。

価格点＝入札価格に対する得点配分×（1－入札価格／予定価格）

ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る技術点及び価格点の合計点による「評価値」をもって行う。

評価値＝技術点＋価格点

(2) 技術提案書の評価

ア 技術提案の審査に当たって以下に示す項目を評価項目とする。

(ア) 予定管理技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任性、技術者の継続教育

(イ) 企業の実施能力、信頼性に関する事項

低入札価格調査基準価格等を下回る価格による同種業務の受注実績、過去に受注した同種業務の成績、信頼性、災害発生時の活動実績、優良業務表彰、調査等業務（大規模災害）の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げ実施の表明

(ウ) 業務の実施方針等に関する事項

業務理解度、実施手順の妥当性

(エ) 技術提案に関する事項（提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項）

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請

イ 技術点の配点は、アの(ア)については 24 点、(イ)については 15 点、(ウ)については 10 点、(エ)については 15 点とする。

なお、技術点の加点については、上限点を満点で除した値に応札者の得点合計を乗じた値を当該応札者の加算点とする。

加算点＝60／64×応札者の得点合計

ウ 技術提案の履行確実性に関する評価

技術提案の履行確実性を評価する場合の評価項目は次のとおりとする。

- (ア) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- (イ) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- (ウ) 品質管理体制が確保されているか。
- (エ) 再委託先への支払いは適正か。

エ 技術提案の履行確実性を評価する場合の技術点の算定

技術提案の履行確実性を評価する場合の技術点は、アの(ア)から(エ)までの各項目における評価点の合計に、ウの(ア)から(エ)までの評価項目について総合的に審査の上、与えられる評価に応じた履行確実性度(1.0/0.75/0.5/0.25/0)を乗じて得たとする。

(3) 落札者の決定の方法

ア 次の要件をすべて満たす入札参加者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 技術提案の審査の結果、必須の評価項目がいずれも無得点でないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局:上記3の(2)のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付、閲覧期間、場所等

ア 交付、閲覧期間:別表1の6のとおり。

イ 交 付 場 所:上記3(2)イ及び近畿中国森林管理局ホームページ

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札:別表1の7のとおり。

イ 紙入札方式による入札:別表1の7のとおり。

ウ 開 札:別表1の7のとおり。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金：免除
イ 契約保証金：納付
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
(ア) 利付き国債の提供
(イ) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 業務費内訳書の提出
第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式の場合は、入札書とともに業務費内訳書を提出すること（様式は任意とし、消費税相当額は業務価格に 10% を乗じた額とする。内訳書には会社名を明記すること。）。
- (4) 入札の無効
ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
イ 図面、仕様書、現場説明書等の交付を受けていない者が行った入札は無効とする。
ウ ア又はイの無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
エ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 2 に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
オ 上記ア又はイの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3 の (2) のイに同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 確認資料及び技術提案書の内容のヒアリング
確認資料及び技術提案書の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (9) 技術提案に基づく技術提案書の採否
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

(10) 本案件は、申請書等の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）による。

(11) 技術提案の履行確実性を評価するために、(8)のヒアリングとは別に、技術提案の履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 本業務請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業業務請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

(14) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1

業務名：大久保治山観測調査業務

1 競争参加資格	格付年度：令和 7・8 年度 格付内容：建設コンサルタント 等 級：A 等級、B 等級
2 同 種 業 務	実績期間：平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種業務 同種業務：治山流域別調査又は治山全体計画調査業務、地すべり機構調査業務、治山事業における溪間工又は山腹工の測量設計業務
3 業務成績評定点の平均点	期 間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
4 所 在 地	近畿中国森林管理局管内
5 申 請 書 等	提出期間：令和 8 年 3 月 26 日から令和 8 年 4 月 8 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで 提出場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 電話：050-3160-6700 メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和 8 年 3 月 25 日から令和 8 年 5 月 7 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和 8 年 4 月 30 日 9 時 00 分 入札締切 令和 8 年 5 月 8 日 10 時 00 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において令和 8 年 5 月 8 日 10 時 00 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和 8 年 5 月 8 日 10 時 15 分 開札場所：近畿中国森林管理局 2 階 第 1 会議室
8 国有林野事業業務請負契約約款	令和 4 年 11 月 1 日以降に締結する設計等業務の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。